



相続人を受取人とする死亡保険に関する 遺留分侵害額請求

大樹生命保険株式会社 法務部 法務グループ 弁護士 吉川 良平

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

松山地裁令和5年2月7日判決 令和4年(ワ)第79号 遺留分侵害額請求事件
Westlaw Japan 2023WLJPCA02076009

1. 本件の争点

本件の争点は、被相続人の相続に関し法定相続人のうちの1人に一切の財産を相続させるとの被相続人の遺言がある中で、①遺留分算定の基礎財産の金額、および②上記相続に関する遺留分権利者が受けた特別受益の価額である。

本稿では、争点①の主たる論点とされたもののうち、上記一切の財産を相続するとされた相続人を死亡保険金受取人とする生命保険の掛金または死亡保険金請求権が、特別受益に準じて持戻しの対象となるかに焦点を当てて検討する。

2. 事実の概要

(1) 本訴に至る経緯

- ① 訴外A(被相続人)は、昭和29年12月10日、訴外Bと婚姻した。X(原告)及び訴外C(婚姻によりC1に改姓)は、AとBとの間の子である。
- ② Aは、昭和35年4月1日、Bと離婚し、昭和37年11月22日に、訴外Dと婚姻した。Y(被告)は、AとDとの間の子である。
- ③ Aは、平成27年9月16日付け公正証書遺言を作成した。同遺言には、遺言者は、遺言者の有する現金、預貯金及び不動産等、一切の財産を、Yに相続させる旨の内容が含まれていた。
- ④ Aは、令和元年9月15日、死亡した。死亡時にAが有していた財産の総額は4,277万9,118円で

あった¹⁾。

- ⑤ Xは、令和2年3月5日、③の遺贈により、Xの遺留分が侵害されたとして、Yに対し、具体的な遺留分侵害額を特定することなく、遺留分侵害額の請求をした。

(2) 生命保険契約の内容

- ① Aは、平成24年11月頃、契約者及び被保険者をAとし、保険金受取人をYとする生命保険(以下「本件生命保険」という)に加入した²⁾。
- ② 本件生命保険の死亡保険金額は2,056万円であり、掛金は2,000万円である³⁾。

(3) XとAとの関係性にかかる事情

- ① Xは、就職先である甲社からの自動車代金・修理代金等約1,110万円の履行請求(Aにも身元保証人として連帯支払請求がされている)、甲社退職後の就職先である乙の経営者である訴外Eからの不法行為に基づく約760万円の損害賠償請求(Xはこの件に関し業務上横領で実刑判決を受けている)を受けていた。Aは、これらの債務の返済等についてXから相談を受け、Xに対し、合計1,500万円を貸し付けた(以下「本件貸付け」という)。また、Dは、昭和59年1月31日、Xに対し、310万円を貸し付けた(以下「D貸付け」という)。Xは、本件貸付け又はD貸付けに対する返済として、合計約20万円をAないしDに支払った。
- ② Aは、Xの妻である訴外Fから受け取った手紙に対して、Xの不義理を批判し、親として会う必

要を考えたことはないなどとする内容の書き残し等をしている。

- ③ Aは、平成4年2月2日、Xの行為を批判し、Aの推定相続人から廃除する旨の自筆証書遺言をした。また、平成8年2月19日にDが死亡した後、Aは、平成9年2月2日、XがAおよびDに対し様々な不義理な行為により精神的社会的苦痛を永年掛けたことなどを批判し、Xが何事も権利を有し得ないことを承知すべきである旨の記載のある自筆証書遺言をした。
- ④ Aは、平成9年12月10日、松山市のXの勤務先近くの食堂でXと会って話をし、同日のXとの面会でのやりとりの結果につき、「同意了承事項」として、Aの認識をメモに残した。同メモには、Aの財産の相続について、Xに対し、Yにまとめて相続させる考えを示し、Xの了承を得たとの記載がある。Aは、同月16日、再度、Xと会ったが、同日以降、Xと面会することはなく、Xも、Aに対し、電話や手紙等で連絡を取ることもなかった。

3. 判旨（請求一部認容（ただし、本稿で検討する争点についてはXの主張を否定））

(1) 本件生命保険の掛金の支払いが「贈与」に該当するか

「Xは、本件生命保険の掛金と本件生命保険の死亡保険金はほぼ等価関係にあるから、保険料額相当額が保険金受取人に移転したものと同視することができ、贈与と変わらないとして、本件生命保険の掛金の支払いはX〔筆者注：Yの誤記と思われる〕に対する特別受益に当たると主張する。

しかしながら、死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自ら固有の権利として取得するものであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではないところ（最高裁昭和36年（オ）第1028号同40年2月2日第三小法廷判決・民集19巻1号1頁参照）、掛金として支払われた保険料は、被保険者の死亡後に取得される死亡保険金請求権を取得するための費用といえる。このような死亡保険金請求権及び保険料の性質に照らすと、被相続人による生命保険金の掛金の支払いを、当該生命保険金の受取人である相続人に対する贈与と同視することはできず、そのことは、掛金と保険金の金額がほぼ同額であるといった事情によって左

右されるものではない。

したがって、Xの主張は採用することができない。」

(2) 本件生命保険に係る死亡保険金請求権が特別受益に準じて持戻しの対象となるか

「Xは、本件生命保険の保険料の支払いが贈与に当たらなくとも、本件生命保険に係る死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象になるというべきであると主張する。

そこで検討すると、保険〔ママ〕受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は民法903条1項に規定する特別受益には当たらないと解するべきであるが、保険金受取人である相続人その他の共同相続人との間に生じる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。上記特段の事情の有無については、①保険金の額、②この額の遺産の総額に対する比率のほか、③同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである（最高裁平成16年（許）第11号同年10月29日第二小法廷決定・民集58巻7号1979頁参照）。

本件についてこれを見ると、保険金の額は2,056万円と少額ではなく、保険金の額の遺産の総額に対する比率も約48%と決して低いものではないが、直ちに、保険金受取人であるYとその他の共同相続人との間に生じる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき程度にあるとまではいえない。また、Yは、他の相続人とは異なり、Aと約2年5か月の同居期間がある一方で、平成9年12月16日以降、XとAとの親子関係や人的交流は断絶されていた。そして、Xは、Aが長期間にわたりXから本件貸付けに係る貸金を含む貸金の返済を求めたり回収していなかった結果、本件貸付けに係る貸金の返済を事実上免れ、Aの死後に至り、消滅時効を援用している。

これらによれば、本件において、保険金受取人であるYとその他の共同相続人（本件の遺留分減殺請求との関係ではX）との間に生じる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存するとは認められない。

したがって、Xの主張は採用することはできない。」

4. 評釈（結論には賛成するが理由付けに疑問がある）

(1) はじめに

本件では、XのYに対する遺留分侵害額請求につき、本件生命保険の掛金又は死亡保険金請求権が特別受益に準じて持戻しの対象になるか、ひいては遺留分算定の基礎財産に含まれるかが争われた。本争点については後述のとおり関連する最高裁の判例やこれに続く下級審裁判例も含め種々議論されてきているところであるが、令和元年7月1日に遺留分に関する規定を含めた改正相続法⁴⁾が施行されているところ、本件ではAは令和元年9月15日に死亡している。本争点に関し改正相続法に基づき判断がなされた事案は本稿執筆時点で見当たらず、本件はこの意味で実務上参考になるものと思われる。なお、以下、上記改正相続法施行後の規定を「改正後民法●条」、施行前の規定を「改正前民法●条」と表記することがある。

(2) 遺留分算定の基礎財産と死亡保険金請求権

① 遺留分制度と特別受益

1) 遺留分制度

遺留分制度とは、被相続人の処分の自由と相続人の保護の調和を図るため、相続財産の一定割合を一定の範囲の相続人に留保するというものである⁵⁾。遺贈等により遺留分を侵害された相続人は、受贈者等に対し遺留分侵害額請求（改正前は遺留分減殺請求）をすることにより遺留分を取り戻すことができる（改正後民法1046条・改正前民法1031条）。

2) 特別受益

特別受益とは、相続人間の具体的相続分の算定に当たり、生前贈与や遺贈（特別受益）を受けた相続人（特別受益者）がいる場合に、相続人間の

公平のために、相続分算定の際にこれを考慮するというものである⁶⁾。特別受益がある場合には、生前贈与の価額を加えた（これを「持戻し」という）ものを相続財産とみなした上で、特別受益者については遺贈又は贈与の価額を控除した残額が具体的相続分となる（負の数値の場合は具体的相続分は零となる）（民法903条）。

3) 遺留分制度と特別受益の関係

遺留分算定の基礎財産の算出に際しても生前贈与は加算されることになっているところ、改正前民法1029条は、生前贈与は原則として相続開始前1年以内のもののみ加算対象となるとしていた。改正前民法1044条は903条を準用していたため、1年以上前の特別受益者がいる場合のこの者に対する遺留分減殺請求の可否が争われたところ、最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁は、特段の事情のない限り、特別受益に該当する生前贈与は期間制限なく減殺請求の対象となるとした。改正相続法において上記準用規定は削除されたが、改正後民法1044条3項は、「婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与」という特別受益と同様の表現を用いて、これに該当する相続人に対する贈与については期間制限を原則の1年から10年に伸長して遺留分算定の基礎財産に加算することとしている（形式的には前掲最判平成10年3月24日より時的範囲が狭くなったといえる⁷⁾）。

② ①と死亡保険金請求権との関係

1) 学説と判例

ア. 学説

契約者・被保険者を被相続人とする生命保険契約に関し、学説においては、死亡保険金受取人の指定を「生前贈与」⁸⁾や「遺贈ないし遺贈と同視すべき財産無償処分」⁹⁾であるとして、特別受益や遺留分算定の基礎財産に含めるべきとの見解が多数である¹⁰⁾。

イ. 判例

最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁（以下「平成14年最判」という）は、遺留分に関し、死亡保険金受取人を変更する行為は遺贈又は贈与に該当しないとされた。また、本判決も引用する最

決平成16年10月29日民集58巻7号1979頁(以下「平成16年最決」という)は、特別受益に関し、死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は遺贈又は贈与に係る財産には該当しないとした。いずれも死亡保険金請求権の固有権性¹¹⁾、及び死亡保険金請求権は保険料と等価の関係に立つものではなく被保険者の稼働能力に代わる給付でもないため、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることはできないことを理由としている。

平成14年最判は、遺留分に関しては死亡保険金受取人を変更する行為は「遺贈又は贈与に準ずるものということもできない」としているが、同最判の事案は死亡保険金受取人が法定相続人ではなかったため、法定相続人のうちの1人に死亡保険金受取人を変更する行為までは射程が及ばないと解されている¹²⁾。一方、平成16年最決は、共同相続人間の遺産分割に関する事案であり、保険金受取人も相続人のうちの1人であったところ、本判決の引用のとおり判示して、死亡保険金請求権につき民法903条の類推適用により特別受益に準じた持戻しの対象となる余地を認めた。理由として「死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生すること」を挙げている¹³⁾。なお、これら判例の意義は改正相続法の下でも変更はないと考えられている¹⁴⁾。

2) 裁判例

上記平成14年最判および平成16年最決を受け、死亡保険金受取人が法定相続人ではない場合には遺留分算定の基礎財産に含めず¹⁵⁾、死亡保険金受取人が法定相続人のうちの1人である場合には平成16年最決の「特段の事情」の有無を具体的に検討し、特別受益に準じて持戻しを認めるかどうかを判断するという手法が確立していると思われる^{16) 17)}。なお、平成16年最決は遺産分割の事案に関するものであり、遺留分に関しては射程は及ばないと解されていた¹⁸⁾が、裁判例においては特に理由を示さず平成16年最決の枠組みに沿って遺留分算定の基礎財産に含まれるか否かが判断されている^{19) 20)}。

(3) 本判決の検討

① 掛金が「贈与」に該当するか

本判決は、死亡保険金請求権の固有権性を理由に、本件生命保険の掛金の支払いはYの特別受益には該当しないとしている。

Xとしては、死亡保険金請求権自体は遺贈又は贈与に係る財産に該当しないとの平成16年最決およびこれに続く裁判例を前提に、本件生命保険は掛金(2,000万円)と死亡保険金額(2,056万円)がほぼ同額であるところに着目して、掛金の支払い自体が贈与であるとの構成にしたのかもしれない。しかし、掛金の支払いは死亡保険金受取人ではなく保険者に対して行われるものであり、死亡保険金請求権は死亡保険金受取人が固有の権利として取得するものであるとの考え方は判例上確立されているし、具体的事情の考慮は後述の「特段の事情」の検討においてできるのであるから、Xの主張を否定した本判決の判断には賛成できる。

② 死亡保険金請求権が特別受益に準じて持戻しの対象になるか

1) 本判決は、平成16年最決を引用して「特段の事情」の有無を検討した上で、そのような事情はないとしている。

2) まず、平成16年最決は遺産分割に関するものであり、遺留分に関する本件に直ちに妥当するものではなく、何らかの理由付けをした上での引用が必要であったとは思われる。しかし、死亡保険金請求権につき特段の事情が認められ特別受益性が認められるような事案であるにもかかわらず、これが遺留分侵害額(または減殺)請求権の対象とならないという事態は、被相続人の処分自由と相続人の保護の調和を図るという遺留分制度の趣旨を没却するものといえるし、これは改正前民法1044条による903条の準用形式ではなくなった改正後民法1044条3項の解釈についても異なることはないといえるため、本判決が平成16年最決の法理を用いて判断をしたことは妥当であると考えられる。

3) 次に、本判決は、本件生命保険契約の保険金額は2,056万円と少額ではなく、保険金額の遺産総額(4,277万9,118円)に対する比率も48%と決して低いものではないが、直ちにYと他の共同相続人との間に生じる不公平が民法903条の趣旨に照

らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき程度にあるとまではいえないとした上で、YとAとの関係およびXとAとの関係を踏まえて特段の事情が存するとは認められないとしている。

平成16年最決が「特段の事情」として挙げる要素は、まず保険金の額、この額の遺産総額に対する比率等の客観的事情により著しい不平等が生じないかを判断し、さらに、身分関係や生活実態等その他の事情からそれが公平を損なうといえないかどうかを判断するということになる²¹⁾と考えられている。

本判決は、保険金額は少額ではなく遺産総額に対する比率も決して低いものではないとしながら、直ちに著しい不平等が生じるものではないとしている。この点、本件生命保険は掛金と死亡保険金額がほぼ同額とされており、一時払の養老又は終身保険であったものと思われる。このような貯蓄性の高い保険は定期預金に極めて近い性質を有する²²⁾ものであり、特段の事情を認める方向の事情となると考えられる²³⁾。一時払養老保険に関し、前掲東京地判平成31年2月7日²⁴⁾は、保険金額こそ5,000万円と本件よりも高額であるが、遺産総額に対する比率は45%と本件と同程度である事案において死亡保険金請求権の特別受益性を肯定しており、本判決が何らの理由を示さずに直ちに著しい不平等が生じるものではないとしたことには疑問がある^{25) 26)}。

本判決は、これに続く人的関係について、YとAとの関係については約2年5か月同居していたことのみを挙げている。前提として、本判決は「Yとその他の共同相続人（本件の遺留分減殺請求²⁷⁾との関係ではX）との間に生じる不公平」を問題としている。本件でAの子である法定相続人Cは当事者になっていないが、遺留分算定の基礎財産の判断が各相続人で異なるという結論には違和感があり、「その他の共同相続人」は全ての法定相続人を対象として検討されるべきではなかったか²⁸⁾。

もっとも、本判決は「Yは、他の相続人とは異なり」同居期間があるとしているため、CにしてもAと同居はしておらず、その他Yの死亡保険金請求権の取得が著しい不公平とされるほどの特段の事情は存在しなかったのかもしれない（「特

段の事情」の主張・立証責任はXにある）。これに、XとAとの人的交流が断絶されていたこと、Xが本件貸付けを返済しないばかりかAの死後に消滅時効の援用までしているといったような事情を踏まえれば、特段の事情は存しないとした本判決の結論には賛成できる。

(4) むすび

本判決の理由付けには若干疑問があるが、結論には賛成でき、改正相続法の下における遺留分侵害額請求に関し、平成16年最決の法理を用いて事案解決を行ったものとして実務上参考になるものと思われる。

-
- 1) A死亡時の積極財産目録が省略されているが、後にXおよびYの特別受益をいずれも否定した上での遺留分算定の基礎財産の価額が4,277万9,118円とされている。
 - 2) 判決文からは正確な契約締結日及び引受保険会社は不明である。
 - 3) 判決文からは明確ではないが、Aの口座から引き出された2,000万円が本件生命保険契約の原資であるとのXの主張につきYは争っていない。
 - 4) 平成30年7月13日法律第72号。
 - 5) 内田貴・民法IV 親族・相続（補訂版）504頁（2004年・東京大学出版会）。
 - 6) 内田・前掲381頁。
 - 7) 同最判の事案での生前贈与は相続開始10年以内のものであった。10年超経過していれば同最判の判示する特段の事情が認められる可能性も高くなると思われ、実質的には大きな違いはないと考えられる。
 - 8) 山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性」現代の生命・傷害保険法78頁（1999年・弘文堂）。
 - 9) 大森忠夫「保険金受取人の地位」大森忠夫＝三宅一夫・生命保険法の諸問題59頁（1958年・有斐閣）、内田・前掲372頁。
 - 10) 甘利公人ほか・ポイントレクチャー保険法（第3版）228頁（2020年・有斐閣）。
 - 11) 最判昭和40年2月2日民集19巻1号1頁を引用している。
 - 12) 中村也寸志・最高裁判所判例解説民事篇平成14年度（下）941頁。
 - 13) 遺贈又は贈与に該当しない理由として死亡保険金請求権が保険料と等価関係に立つものではないことを挙げながら、特段の事情がある場合に持戻しの対象となる根拠とし

- てそれを理由にすることにつき一貫性がないと批判するものとして、甘利公人・保険事例研究会レポート198号5-6頁(2005年)。
- 14) 山下友信・保険法(下)342-343頁(2022年・有斐閣)。
- 15) 名古屋高判平成29年4月20日Westlaw Japan 2017WLJPCA04206021、東京地判令和元年12月23日Westlaw Japan 2019WLJPCA12238020。東京地判令和2年6月22日Westlaw Japan 2020WLJPCA06228002の原告は保険契約の公序良俗違反での無効を主張して保険会社に対する不当利得返還請求(請求は棄却)をしているが、当該事案での死亡保険金受取人は法定相続人ではない者であり、遺留分減殺請求の対象とならないことを前提とした構成であると思われる。
- 16) 裁判例については林田健太郎・保険事例研究会レポート359号9頁(2023年)に網羅的に掲載されているため参照されたい。
- 17) 特段の事情については平成16年最決の判示からはきわめて限定的にのみ認められそうであるところ、その後の裁判例についてこの理解からするとやや広めに持戻しが認められており、他方で特段の事情を柔軟に認めるべきであるとの考え方から見れば相当に限定的に認められているといえそうであるとするものとして、林田・前掲の山下友信名誉教授コメント。
- 18) 土谷裕子・最高裁判所判例解説民事篇平成16年度(下)632頁。
- 19) 東京地判平成23年4月21日Westlaw Japan 2011WLJPCA04218004、東京地判平成23年8月19日Westlaw Japan 2011WLJPCA08198010、東京地判平成31年2月7日Westlaw Japan 2019WLJPCA02078010。
- 20) 前掲東京地判平成31年2月7日がこの点につき理由を示さなかったことに疑問を示すものとして、木原彩夏・保険事例研究会レポート342号16頁(2021年)。
- 21) 土谷・前掲631頁。
- 22) 木原・前掲18頁。
- 23) 山下友信・保険法(上)34頁(2018年・有斐閣)では、「リスクの移転取引としての性格を極限まで縮小し、貯蓄ないし投資取引としての性格を強めたものが一時払養老保険である。」とされている。
- 24) 脚注19)参照。
- 25) 少なくとも、広島高決令和4年2月25日判時2536号59頁のように、一般的な死亡保険金額と比較してさほど高額ではない、といったような評価は必要であったと思われる。
- 26) 本判決は①~③の各事情を総合的に検討して結論を出しているだけであるとの見方もあり得るが、そうであるとすれば③の検討の前に①②について直ちに著しい不平等が生じるものではないとの評価を加える必要はなかったと思われる。
- 27) 事件名のとおり、「遺留分侵害額請求」の誤りであると思われる。
- 28) 改正相続法により遺留分侵害額請求となったため、基礎財産が相続人ごとに異なっても良いという考え方はあり得るが、特別受益の持戻しが問題となる遺産分割調停は相続人全員が参加し、みなし相続財産の範囲は共通のものとなるところ、903条の類推適用を行う死亡保険金請求権に関する遺留分侵害額請求については遺留分算定の基礎財産自体が相続人によって異なるという結論には違和感が残る。